

発行 富山県医労連書記局 〒931-8313 富山市豊田町 1-1-8Tel&FAX076-441-7360
E-MAIL toyamakenirouren@dream.ocn.ne.jp

富山県医労連 県労働局と懇談

県へ2つの要請書を提出



地域医療計画

入院から在宅への移行に際し、在宅の受け皿を整備する際に、患者・利用者が医療難民・介護難民とならないよう以下を要望する。

- 「入院と同等の安全性を確保する」
- 「経済的負担が重ならないようにする」

勤務環境の改善

- ①勤務間隔 12 時間以上
- ②16 時間以上の夜勤は無くす
- ③夜勤回数は 8 回まで
- ④年次有給休暇の取得率 ↑



労働局



勤務環境改善について
富山県医労連は、10月26日、県と懇談し要請を行いました。厚生部医務課（課長補佐はじめ、医療政策班班長・医師看護師職員確保対策班班長）、高齢福祉課（地域包括ケア推進班班長）ら4人が要請に応じました。

県医労連
「県医労連では、以下の4つが重要と考えています。①勤務間隔12時間以上②16時間以上の夜勤を無くす③夜勤回数は8回まで④年次有給休暇の取得率を上げる」

公的病院も含め、これらの病棟が全体のどのくらいの割合なのか調査は出来ないでしょうか。」

県医師看護師職員確保対策班・班長
「今まで行った調査からすぐ出せるものであれば報告します。」

地域医療計画について
「2年前にお伺いした時は、病床削減の計画は必達目標と言われましたが、実際はどうでしょうか？」

県医療政策班・班長
「国統一の算定式によりだされた必要病床数推計を県で機械的にあてはめることはしません。医療圏ごとに決めた目標に沿ってすすめていきます。県が個別の病院に指示したりすることは無いです。」

県高齢福祉課包括ケア推進班・班長
「在宅医療については24時間365日対応できるように以下のことを考えています。①在宅医療を担う医師を増やす②訪問看護ステーションの大規模化③介護職の人手不足を解決する為のICT合理化を含めた取り組み。」

③に関連して富山県の介護職の有効求人倍率はワースト5に入っている。現在他の業種も人手不足。今や介護は景気に左右される職種となっている。」

この場で、介護職の賃金を上げる事が重要であることを両方で確認しました。そして入院から在宅への移行に際して、在宅の受け皿を整備する際に、医療・介護難民を生まないよう「入院と同等の安全性の確保」や「経済的事情も鑑みる」事を重視してほしいと要請書を渡しました。

富山労働局では、中村監督課長はじめ4人が要請に応じ、医労連からは2名が参加しました。

労働時間管理・残業代未払い・違法宿直のとりしまり・安全衛生・医療介護に携わる夜勤労働者の法的保護措置の設置・36協定の特別条項撤廃・緊急時の出動待機を労働時間とみることを要望しました。

大浦委員長から、タイムカードの設置の指導を強く要望しました。

